

スライドトーク「福島 芸能の灯消さず」を聞いて

杉山 隆保

第87回院内集会報告と言うよりも私自身の感想です。11月の院内集会の報告予定者でした石田みゆきさん(地域研究所社長・福島在住)が体調を崩されたので急遽、写真家の菊池和子さんに電話をお願いして快諾していただきました。



菊池さんには以前から「福島 芸能の灯消さず」のスライドトーク集會への参加を呼び掛けられていましたが時間が取れずに失礼させていた

いました。私は「芸能の灯消さず」というタイトルに惹かれたのですが菊池さんのお話は私たちが今、力を注いでいる「原発事故被災県福島 復興支援」と深い関わりを持つものでした。東日本大震災が与えた被害は言葉には表せないことを痛感しました。その被害を乗り越える支えになったのが「伝統芸能」でした。いずこの地にも豊作や大漁を祝う祭りがあります。そこで人々は踊り、唄って神や自然に感謝を捧げていました。そして地域の人々の繋がりがありました。そのつながりが大津波によって断ち切られたのです。

「灯を消さず」と立ちあがり中心に居られる方々は皆さん被災者です。踊りの衣装、頭、笛、太鼓、鉦などをすべて失われたのです。津波にだけではありません。放射能に汚染したものは全て破棄させられたのです。この失われた物を復元し、全国に避難して離れ離れになったかつての仲間を探し、集まり、練習を行い舞い、唄いしてきたのです。

菊池さんは1時間30分に渡るスライドトークで人々が震災をどう乗り越えようとしたかを静かに語りました。私たちは「復興」に関わり始めています。来年2月には福島市内での集會も準備しています。その場に菊池さんの写真を展示させていただくことも決まりました。



いつも配信、ありがとうございます

根本 正子(郡山市在住)

郡山市の根本さんからメールをいただきました。10月号『通信』をお送りしたことに対する謝辞に加え、原発事故被災県福島県の放射能汚染に関わる以下の記述がありました。「気になるのは、作業する男性がマスクもつけないことです」。この「マスクもつけない男性」の中には、他ならぬ私、安藤が含まれています。まさに、「ドキッ」としました。福島に出向き立ち入り禁止の富岡町や大熊町の「帰還困難区域」にも入って行動を続けていく以上、こころしておかねばならないことと考え、このメールを特に今月号『通信』への寄稿としていただきました。(安藤 博)

福島県郡山市の根本正子です。

いつも配信、ありがとうございます。

東日本大震災/原発事故から相当年数経って郡山・中通りは比較的線量が低いと言われておりますが、新聞や生協などの検査結果をみますと、時々近郊でも高い数値が発表されていて、ドキッとすることがあります。

今年は、たけのこの線量が高くて新聞で発表されたり…(たっぷり食べてしまった(—_—)!!)。やはり、山菜、きのこ系、果実はまだまだ留意しないといけないと思いました。

どう考えても「普通の」庭いじりとお料理の好きな奥さんが「急性白血病」などであつという間に亡くな

ることがあったり、庭作業を頼んでいた方が心臓関係の病気で来なくなったり、因果関係はわからず、不審に思えばかりの事例は多くあるような気がします。

そこに台風19号。友人知人公民館関係が打撃を受けています。気になるのは、作業する男性がマスクもつけないことですね。倒壊家屋や庭の樹から相当の放射能が放出されているかも知れないのに。

線量のことは、イメージが大事なのか、マスク、防護などのことは広報誌にも載らないですね。

ではありがとうございました。

汚染水問題でアクション！

「福島県沖に放出しない」請願、衆参両院の委員会に付託

麻生良二会員の提案をもとに、福島原発行動隊が牧山ひろえ参議院議員を介し真山勇一参議院議員、山崎誠衆議院議員を紹介議員として国会に送った請願(下掲)が受理され、両院ともに経済産業委員会に付託されました。

件名 <放射能汚染水を福島県沖に放出しないことに関する請願>

要旨

東京電力福島第一原子力発電所構内で発生する放射能汚染水の構内貯蔵・保管タンクが二年後には構内を満たし設置場所を失うとして、原子力規制委員会が汚染水の処理につき希釈処理をした上で海洋放出することを東京電力に求めている。また、環境省の前大臣が内閣改造で退任するに際して、海洋放出するほかに余り選択肢はないと言明した。保管水にはトリチウムが残っているものの人体には危険がなく、十分に希釈して放出するのであれば海洋汚染の問題はない、国内の他の原発でも海外でもそのように処理されていると言うのである。これに対し、地元福島県の漁業者等は、依然風評被害に苦しむ水産業が更なる被害を受けることになるなどとして強く反対している。原発事故被災者等からは、これ以上福島をいじめないでほしいと海洋放出に対する切実な懸念が訴えられている。徴用工問題に端を発して日韓関係が悪化する中で汚染水処理は国際問題化しており、現時点で福島県沖への海洋放出・放出方針の決定を行うことは、一年後に迫った東京オリンピックに対する悪影響を生むおそれもある。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、現時点においては、東京電力福島第一原子力発電所構内で発生する放射能汚染水(処理水)を福島県沖に放出すること並びに福島県沖への放出方針の決定を行わないよう、東京電力、経済産業省に対して指導すること。

【注】請願制度 請願は、憲法に定められた制度で、国民が国政に対する要望、苦情等を直接国会に述べることができるものです。日本国籍を持つ方及び日本国内に在住の外国人の方であればどなたでも提出することができます。

参議院と衆議院はそれぞれ独立した機関ですので、請願については互いに関与せず、別個に受け付け、審査しています。

請願書の提出 請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。(中略) 団体については、法人に限り、総代名義により請願書を提出することができます。この場合は、当該法人の名称及び代表者の役職名・氏名を明記の上、代表者の役職名印を押印してください。

z
請願の審査 請願が提出され受理されますと、議長は、その趣旨、請願者の住所・氏名、紹介議員名などを記

載した請願文書表を毎週作成し、各議員に提供します。同時に、請願の趣旨に応じて委員会・憲法審査会に付託します。不適正行政により具体的な権利・利益の侵害を受けたとして、その救済を求めることを内容とする請願(苦情請願)については、行政監視委員会に付託されます。

委員会等では、付託された請願について審査を行い、採択すべき請願と不採択とすべき請願に、さらに採択すべき請願については、内閣に送付することが適当か否かをそれぞれ決定し、議長に報告します。議長は、これを本会議に諮り、採決の結果、採択又は不採択が決定されることとなります。

採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、内閣に送付されます。内閣からは、毎年おおむね2回、その処理経過について参議院に報告されます。

なお、国会閉会后、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

